

学外入構者について（お知らせ）

7月12日より、東京都に出されていた「まん延防止等重点措置」が「緊急事態宣言」に切り替わり、沖縄県の「緊急事態宣言」が延長されました。また、埼玉、神奈川、千葉、大阪の「まん延防止等重点措置」は延長され、いずれも8月22日迄となりました。

宮城県においても、「リバウンド防止徹底期間」が8月31日まで延長され、全国の新規感染者数の増加傾向にあることから、学外からの入構者に起因する新型コロナウイルス感染症の学内発生防止を図るため、7月12日以降、各キャンパスにおいて下記の対応といたします。

記

1. 小松島キャンパスは、入構時正門守衛室にて来学受付簿に必要事項を記載のうえ、検温を行い **37.5℃未満の場合**、入構を許可します。

ただし、**「緊急事態宣言」地域（東京都、沖縄県）**からの来学者は「緊急事態宣言」期間中、**原則入構を禁止とします**。

やむを得ない場合、大学の定める手続きにより許可されることがあります。

2. 福室キャンパスは、病院が併設していることから学外者の入構は原則禁止しており、解除については感染状況を踏まえて判断します。

学生、教職員、関係者の健康と安全を守るための措置であり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年7月12日

東北医科薬科大学新型コロナウイルス感染症対策本部